

学校法人 國學院大學栃木学園寄附行為

第一章 総 則

(名称)

第 一 条 この法人は、学校法人國學院大學栃木学園と称する。

(事務所の所在地)

第 二 条 この法人は、その事務所を栃木市平井町六〇八番地に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第 三 条 この法人は、教育基本法並びに学校教育法及び私立学校法に則り、國學院大學建学の精神に立脚する学校を設置し、教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 四 条 この法人が、前条に規定する目的を達成するため設置する学校は、左に掲げるものとする。

- 一、國學院大學栃木短期大学 日本文化学科 人間教育学科
- 二、國學院大學栃木高等学校 全日制課程 普通科
- 三、國學院大學栃木中学校
- 四、國學院大學栃木二杉幼稚園

第三章 役員

(役員の数)

第五 条 この法人に次の定数の役員を置く。

- 一、理事 十一人以上十四人以内
- 二、監事 二人

(理事長)

第六 条 理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長が必要と認めたときは、理事のうちから常務理事若干人を置くことができる。

4 常務理事は理事長の命を受けて常務を処理する。

(理事の選任)

第七 条 この法人の理事は、左の各号に掲げる者とする。

一、学校法人國學院大學の理事長又は同人の推薦する者でこの法人理事会の決議により選任される者一人

二、國學院大學栃木短期大学長

三、この法人の設置する学校の長（國學院大學栃木短期大学長を除く。）のうち理事会の決議により選任される者二人又は三人

四、栃木市議会議長

五、神社関係者のうちから理事会の決議により選任される者一人

六、評議員の互選による者一人

七、この法人の功労者のうちから理事会の決議により選任される者二人又は三人

八、学識経験者のうちから理事会の決議により選任される者二人又は三人

(監事の選任及び職務)

第八 条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長等・教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者

若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止ことができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一、この法人の業務を監査すること。

二、この法人の財産の状況を監査すること。

三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

4 七、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。前項第六号の請求のあった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第九 条 役員（第七条第一号から第四号に規定する在職中理事となる者を除く。）の任期は、四年とする。

但し、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む）を行う。

(役員の補充)

第十 条 この法人の理事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたとき又は監事に欠員を生じたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十一条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の

四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二、心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。

三、職務上の義務に著しく違反したとき。

四、役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一、任期の満了。

二、辞任。

三、死亡。

四、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事の代表権の制限)

第十二条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第十三条 理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が理事長の職務を代理し又は代行する。

(理事会)

第十四条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。但し、理事長は、理事七人以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から十日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は理事長とする。

5 理事長が第三項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 第八条第四項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

7 理事会は理事の三分の二以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。但し、第九項の規定による除外のため三分の二に達しないときはこの限りでない。

8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事の決定)

第十五条 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びにこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

(理事会議決の制限)

第十六条 次に掲げる事項については出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。

- 一、事業計画、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- 二、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 三、収益事業の開始及び廃止に関する事項
- 四、目的たる事業の成功の不能による解散
- 五、合併

(議事録)

第十七条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(学園長及び顧問の委嘱)

第十八条 この法人に学園長及び顧問を置くことができる。学園長及び顧問は理事会において委嘱する。

第四章 評議員会

(評議員の組織)

第十九条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、三十四人以上四十二人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員は、左に掲げる者とする。

- 一、この法人の設置する学校に五年以上引続き勤務している教職員のうちから選任される者八人
 - 二、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五歳以上の者のうちから選任される者三人
 - 三、この法人に関係ある功労者並びに学識経験者のうちから選任される者四人以上七人以内
 - 四、この法人の理事長の推薦する者四人
 - 五、栃木市長の推薦する者三人
 - 六、神社関係者のうちから選任される者三人
 - 七、この法人の理事（第七条第六号の理事を除く。）
- 4 第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

第二十條 評議員は理事会において選任する。

(評議員の任期)

第二十一條 評議員の任期は、四年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員会の議長)

第二十二條 評議員会の議長は常任とし、理事会において推薦した者を評議員会で選任する。

(評議員会)

第二十三條 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とし理事長がこれを招集する。

2 定例会は、毎年三月及び五月に招集する。

- 3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して招集を請求された場合にこれを招集する。
- 4 前項後段の招集は、その請求のあった日から二十日以内に、これを行わなければならない。
- 4 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第八項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 8 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第二十四条

- 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
- 一、予算及び事業計画
 - 二、事業に関する中期的な計画
 - 三、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - 四、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - 五、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 六、合併
 - 七、解散
 - 八、目的たる事業の成功の不能
 - 九、寄附金品の募集
 - 十、剰余金の処分
 - 十一、寄附行為の変更及び施行細則に関する事項
 - 十二、収益事業に関する重要事項
 - 十三、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事遂行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十六条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

2

- 一、心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。
 - 二、評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 評議員は次の事由によって退任する。
- 一、任期の満了。
 - 二、辞任。
 - 三、死亡。

(議事録)

第二十七条 第十七条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

第五章 資産及び会計

(法人の資産)

第二十八条 この法人の資産は左の通りとする。

- 一、別紙財産目録記載の財産
- 二、授業料、入学金及び試験料
- 三、資産から生ずる果実
- 四、寄附金品
- 五、その他の収入

(資産の区分)

第二十九条 この法人の資産は、これを分つて基本財産、運用財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて基本財産又は運用財産に編入する。

(財産処分制限)

第三十条 基本財産のうち不動産及び積立金は、これを処分してはならない。

ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金及び現金の保管)

第三十一条 基本財産及び運用財産中の積立金又は現金は確実な方法で理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十二条 この法人の事業に遂行する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、考査料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもつて支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十三条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 事業に関する中期的な計画は、五年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十四条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会に

おいて出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

（決算及び実績報告）

第三十五条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ若しくは運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を監事の意見を添えて、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第三十六条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を付して常にこれを事務所に備えておかなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第八条第四号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第三十七条 この法人は、次の各号掲げる場合の区分に応じ、遅滞なくインターネット等の利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一、寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

二、監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四、役員に対する報酬等の基準を定めたとき 当該報酬等の支給基準

（役員の報酬）

第三十八条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第三十九条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてのこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（資産総額の変更登記）

第四十条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六章 解散及び合併

（解散）

第四十二条

この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一、理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
 - 二、この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
 - 三、合併
 - 四、破産
 - 五、文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第四十三条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、学校法人國學院大學に帰属するものとする。

(合併)

第四十四条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

第四十五条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。

- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十六条 この法人の公告は、國學院大學栃木学園の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第四十七条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。細則の変更は理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。

(書類及び帳簿の備付)

第四十八条 この法人は、第三十六条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一、役員及び評議員の履歴書
- 二、収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三、その他必要な書類及び帳簿

(附則)

第四十九条

この寄附行為は、認可の日（昭和三十八年三月十一日栃木県指令文第十七号）から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

この寄附行為は、栃木県知事の認可の日（昭和三十九年五月九日）から施行する。

この寄附行為は、栃木県知事の認可の日（昭和四十年三月二十五日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十一年一月二十五日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十三年二月三日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十四年七月十八日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和四十六年五月十五日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十四年三月十四日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十八年三月二十四日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十年十二月二十五日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和六十三年一月二十九日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年十二月二十二日）から施行する。

平成三年六月十日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成四年四月一日から施行する。

(國學院大學栃木高等学校の全日制商業科の存続に関する経過措置)

國學院大學栃木高等学校の全日制商業科は、改正後の寄附行為第四条二号の規定にかかわらず平成四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成七年十一月三十日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成九年三月二十八日）から施行する。

平成十七年三月十日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十七年七月四日）から施行する。

この寄附行為は、平成二十四年四月一日から施行する。

この寄附行為は、平成二十五年四月一日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十七年五月十一日）から施行する。

令和二年二月十八日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。

この法人設立当初の役員（理事、監事）は左の通りである。

監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事長
小林敏三郎	高原丈夫	滝沢武	喜田川清香	増山主一	佐々木周二	小林武治	松尾三郎	額賀大興	石原重殷	大垣庄司	大島定吉
											佐佐木行忠